

令和 8 年度答申第 6 0 号
令和 8 年 8 月 2 8 日

諮問番号 令和 8 年度諮問第 2 8 号（令和 8 年 7 月 1 0 日諮問）
審 査 庁 環境大臣
事 件 名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、A 知事（以下「処分庁」という。）が、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていた審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。令和 8 年法律第 4 3 号による改正前のもの。以下「廃掃法」という。）1 4 条の 3 の 2 第 1 項 4 号の規定に基づき、当該許可を取り消す処分（以下「本件許可取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）廃掃法 1 4 条 1 項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定し（以下同項の許可を受けた者を「産業廃棄物収集運搬業者」という。）、同条 2 項は、同条 1 項の許可は、5 年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案し

て政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定している。

(2) 廃掃法14条の3の2第1項は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者が同項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならないと規定し、同項4号には、廃掃法14条5項2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（廃掃法14条の3の2第1項1号から3号までに該当する場合を除く。）が掲げられている。

(3) 廃掃法14条5項は、都道府県知事は、同条1項の許可の申請が同条5項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条1項の許可をしてはならないと規定し、同条5項2号には、申請者が同号イからヘまでのいずれにも該当しないことが掲げられている。そして、同号イには、廃掃法7条5項4号イからチまでのいずれかに該当する者が掲げられ、廃掃法14条5項2号ニには、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む（廃掃法7条5項4号ホ）。以下同じ。）又は政令で定める使用人のうちに廃掃法14条5項2号イ又はロのいずれかに該当する者のあるものが掲げられている。

(4) 廃掃法7条1項本文は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないと規定し、同条5項は、市町村長は、同条1項の許可の申請が同条5項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条1項の許可をしてはならないと規定している。そして、同条5項4号には、申請者が同号イからルまでのいずれにも該当しないことが掲げられ、同号ハには、拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）による改正前の同規定にあっては、禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が掲げられている。

(5) 刑法（明治40年法律第45号。令和4年法律第67号による改正前のもの。以下同じ。）235条は、他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定し、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律443

条1項は、懲役に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、有期の懲役に処せられた者は刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなすと規定している。

- (6) 民法（明治29年法律第89号）95条1項は、意思表示は、同項各号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができると規定し、同項1号には、意思表示に対応する意思を欠く錯誤が掲げられ、同項2号には、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤が掲げられている。そして、同条2項は、同条1項2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、できると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁から、令和3年8月24日、産業廃棄物収集運搬業の許可の更新（令和8年4月10日まで）を受けた。

（産業廃棄物収集運搬業許可証）

- (2) Bは、令和4年8月15日、C地方裁判所において、窃盗罪（刑法235条）により、懲役3年に処し、裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する旨の判決の宣告を受け、同月30日、その裁判が確定した。

（「刑事確定記録の謄写等について（回答）」と題する書面、C地方裁判所の判決書（同裁判所事件番号a））

- (3) 審査請求人の代表取締役であり唯一の株主であったDは、令和5年12月10日に死亡し、その遺産について、令和6年6月6日付けで、3人の相続人全員による遺産分割の協議が成立した旨の遺産分割協議書が作成された（以下同協議書による遺産の分割の合意を「当初の遺産分割合意」という。）。同協議書によれば、Dが保有していた審査請求人の普通株式300株については、共同相続人のうちE及びBが各150株取得するものとされた。

（令和6年6月6日付け遺産分割協議書、履歴事項全部証明書、産業廃棄物処理業変更届出書、「役員、株主又は出資者の新旧対照表」と題する書面）

- (4) 審査請求人の代表取締役については、令和5年12月11日にEが就任していたところ、審査請求人は、令和6年6月27日付けで、処分庁に対し、産業廃棄物処理業変更届出書を提出した。当該変更届出書の「変更し

た事項の内容」欄中の「氏名」欄には、「E」及び「B」と記載され、同じく「役職名・呼称」欄には、それぞれ「代表取締役・株主」及び「株主」と記載され、「廃止又は変更の理由」欄には、「発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主の変更」と記載されていた。また、「役員、株主又は出資者の新旧対照表」と題する書面の「新」欄中の「発行済株式の総数又は出資の額」欄には、「300株」と記載され、同じく「保有する株式の数又は出資の金額」欄及び「割合」欄には、「E」及び「B」につきそれぞれ「150株」及び「50%」と記載されていた。

（履歴事項全部証明書、産業廃棄物処理業変更届出書、「役員、株主又は出資者の新旧対照表」と題する書面）

- (5) 処分庁は、令和7年5月15日付けで、審査請求人に対し、上記(1)の許可について、廃掃法14条の3の2第1項の規定により取り消す処分（本件許可取消処分）を行った。取消理由は、同項4号に該当するというものであり、取消理由に該当する事実は、審査請求人の発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主であるBが上記(2)のとおりであることは、廃掃法7条5項4号ハに該当し、その結果、審査請求人が廃掃法14条5項2号ニに該当するというものであった。

（産業廃棄物収集運搬業許可取消指令（廃規指令第205号））

- (6) E及びBを含む上記(3)の共同相続人は、当初の遺産分割合意のうち審査請求人の普通株式の分割に関する部分について、令和7年5月20日付けで、相続人全員の錯誤により無効とすることを確認し、改めて、Eが審査請求人の発行済普通株式の全て（300株）を相続する旨が記載された遺産分割協議書を作成した（以下同協議書による遺産の分割の合意を「再度の遺産分割合意」という。）。

（令和7年5月20日付け遺産分割協議書）

- (7) 審査請求人は、令和7年6月18日付けで、審査庁に対し、本件許可取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (8) 審査庁は、令和8年7月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書

本件許可取消処分の対象となった事実は、審査請求人の株主が過去に廃掃法14条の3の2第1項4号に定める欠格事由に該当することが判明したことである。当該欠格事由該当者が株主となった経緯は、もともとの株主からの相続によるものであり、審査請求人の代表取締役と共に2分の1ずつ株式を相続する内容の遺産分割協議を令和6年6月6日に行った（当初の遺産分割合意）。しかし、その際、法定相続人のうち当該欠格事由該当者以外の者は、欠格事由に該当する事実があったことすら知らなかった。また、当該欠格事由該当者本人は、執行猶予付きの判決が確定していたため、自らは欠格事由に該当しないと考えていた。以上の事情から、これらの事実について認識を誤ったまま行われた当初の遺産分割合意は、相続人全員の錯誤によるものであり無効である。そこで、その無効確認と併せて改めて遺産分割協議を行った（再度の遺産分割合意）。その結果、相続財産である株式については、相続時に遡って当該欠格事由該当者が相続することはなく、審査請求人の代表取締役1名のみが株主となったものである。したがって、欠格事由に該当する事実は遡及的に解消されるから、本件許可取消処分の取消しを求める。

（2）反論書（令和7年11月12日付け及び同年12月25日付け）

弁明書において、遺産分割の無効による遡及効の主張は認められないと主張するが、遺産分割の無効の遡及効はもちろん、改めて行った遺産分割の遡及効について、第三者の権利を害することができないことは、民法95条4項及び909条の規定上明らかである。もっとも、その趣旨が取引の安全を害することを防ぐことにありと解するならば、許可権限を持つ相手方当事者である行政庁は、私法上の取引関係とは異なる法律関係にある。すなわち、行政庁は、許可要件の有無を客観的に審査する立場にあり、その審査権限を有するにすぎず、取引の安全を考慮する対象たる「第三者」には当たらないと考える。したがって、当初の遺産分割合意の無効及び再度の遺産分割合意の遡及効を行政庁に対抗し得ないという主張は認め難い。審査請求人に存した欠格事由は、再度の遺産分割合意により、遡及的に治癒されたものであるから、本件許可取消処分の撤回を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件許可取消処分の要件該当性について

以下のとおり、審査請求人は本件許可取消処分の要件を充足する。

ア Bの廃掃法7条5項4号ハ該当性

Bは、上記第1の2(2)の事実から、廃掃法7条5項4号ハに規定する拘禁刑欠格要件に該当する。

イ Bの審査請求人「役員」該当性

廃掃法7条5項4号ホにおいて「役員」には、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者が含まれる。また、令和3年4月14日付け環境規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について(通知)」の別添「行政処分の指針」(以下「行政処分指針」という。)においても、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主等の者は同号ホに該当する蓋然性が高いと解されるところとしている。

この点において、上記第1の2(3)及び(4)の事実から、当初の遺産分割合意により、Bは審査請求人の発行済株式総数の100分の50の株式を有する状態になったことから、審査請求人の「役員」に該当するという判断は妥当である。

ウ 審査請求人の廃掃法14条5項2号ニ該当性

上記ア及びイのとおり、審査請求人の役員であるBが廃掃法7条5項4号ハに該当することから、審査請求人は廃掃法14条5項2号ニに該当する。

エ 審査請求人の廃掃法14条の3の2第1項4号該当性

上記ウのとおり、審査請求人は廃掃法14条の3の2第1項4号に該当する。

(2) 相続の遡及的無効の主張について

審査請求人は、再度の遺産分割合意によりBが審査請求人の株式を相続しないことで合意したため、同人が審査請求人の役員である事実は遡及的に解消され、審査請求人の本件許可取消処分の要件該当性も遡及的に治癒されると主張している。

確かに、再度の遺産分割合意により、当初の遺産分割合意を無効とする旨の確認をしている。これについては、民法95条1項において錯誤による意思表示の取消しが認められていることから、当初の遺産分割合意は相

続の当事者の間で効力を失うようにも考えられる。一般に行政処分 of 適法性は処分時を基準に判断されるところ、仮にその前提となった事実が事後的に取り消された場合において、事実関係の誤認等によって、実質的に、処分の要件に該当する事実がないにもかかわらずこれに該当するとしてなされた処分であったと評価できるときは、当該処分は違法であり取り消されるべきものと解される。

しかし、廃掃法において拘禁刑欠格要件を設けた趣旨は、法人の業務執行に責任を有する役員に欠格事由がある場合を法人自体の欠格要件とすることにより、産業廃棄物収集運搬事業の資質の向上と信頼性の確保を図ったものであり、廃掃法が欠格要件に「該当するに至った」場合には許可を取り消さなければならないとしているのは、遵法精神に欠ける者を役員とする法人を確実に排除し、廃棄物の適正な処理体制を確立するためである（東京高等裁判所平成18年12月12日判決（同裁判所平成18年（行コ）第187号）参照）。

したがって、民事上の遺産分割の法的効力を形式的にのみ捉えることは妥当ではない。そして、実質的に欠格要件に該当する者が役員に就いている実態が認められるにもかかわらず、行政処分を免れる目的で事後的に当該役員の地位を解消していると認められる場合には、欠格要件該当の事実をあえて隠すことにより行政処分を免れようとするものであり、法の趣旨を潜脱するものといわざるを得ない。

これを本件についてみると、当初の遺産分割合意から再度の遺産分割合意まで1年近く、当初の遺産分割合意について相続人間で異議が唱えられることもなく、Bが審査請求人の株主の地位に就いていた。一方、再度の遺産分割合意は、本件許可取消処分からわずか5日後に行われており、審査請求人の主張内容も踏まえると、本件許可取消処分を免れる目的で行われたものであることは明らかである。

このため、再度の遺産分割合意の効力を形式的に認めることは妥当ではなく、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、上記（1）のとおり本件許可取消処分の要件に該当し、本件許可取消処分は適法といえる。

（3）手続的違法について

本件許可取消処分は不利益処分に該当するものの、廃掃法14条の3の2の規定に基づき、欠格要件に該当した場合には許可を取り消さなければ

ならず、処分庁の裁量によるものではない。また、当該欠格要件の該当性は裁判所の判決書により明らかであることから、行政手続法（平成5年法律第88号）13条2項2号に該当し、同項に基づき聴聞手続を要しない。

（4）小括

したがって、実体上も手続上も、本件許可取消処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

（5）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（1）一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付	: 令和7年6月20日
審理員の指名	: 同年7月18日 (本件審査請求の受付から約1か月)
弁明書の受付	: 同年8月28日
弁明書の副本の送付	: 同年9月18日 (弁明書の受付から3週間)
審理手続の終結等の通知	: 令和8年4月17日
審理員意見書の提出	: 同年6月23日 (審理手続の終結等の通知から約2か月)
本件諮問	: 同年7月10日 (本件審査請求の受付から約1年1か月)

（2）そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月、②弁明書の受付から弁明書の副本の送付までに3週間、③審理手続終結等の通知から審理員意見書の提出までに約2か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年1か月を要している。しかし、上記の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。

（3）上記（2）で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るま

での一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件許可取消処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 上記第1の2(3)及び(4)のとおり、Bは、当初の遺産分割合意により、審査請求人の発行済株式総数の50パーセント(300株のうち150株)の株式を取得し、審査請求人においては、これに沿った株主の変更に関する届出を処分庁に対してしていたものである。

そこで、Bが本件許可取消処分時において廃掃法に規定する役員に該当していたかにつき検討すると、行政処分指針によれば、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主等の者は、廃掃法7条5項4号ホに規定する役員に該当する蓋然性が高いとされている。この点について、審査庁に照会したところ、Bは、上記のように審査請求人の発行済株式総数の50パーセントの株式を取得して、その後約1年間にわたりそのような株主の地位にあり、その間、他の相続人から株主の地位に就くことについて異議は唱えられなかったもので、審査請求人は家族経営の法人であることから、相続人による株式保有は単なる形式的な持株関係にとどまらず、発行済株式総数の50パーセントを保有する相続人は、議決権の行使等を通じて審査請求人の経営方針や重要事項の決定に相当の影響力を及ぼし得る立場にあったと評価できる旨回答している(令和8年7月30日付けの審査庁の事務連絡・記5及び8)。

一件記録を参照しても、上記と異なる認定判断をするのを相当とすべき事情等は見当たらない。

このように、審査庁がBにつき本件許可取消処分時において廃掃法7条5項4号ホに規定する役員に該当すると判断したことに不合理な点は認められないところ、上記の時点において、上記第1の2(2)のとおり同人は本件許可取消処分時において廃掃法7条5項4号ハに規定する欠格事由に該当する者であったもので、審査請求人は廃掃法14条5項2号ニに該当していたというべきである。このように評価することについて、上記の欠格事由に関する審査請求人の認識のいかんによって左右されると解すべき根拠は見当たらない。

- (2) 審査請求人は、当初の遺産分割合意について、その当事者であった者らに錯誤があったため無効である等と主張するが、審査請求人が上記第1の3(1)で主張する錯誤の内容は、共同相続人の共有に属するものとされる相続財産について、こうした状態を解消し、それに属する物又は権利の

帰属の在り方等を定めるとの遺産の分割の合意の性質、内容等（民法８９条、９０６条等）に照らし、同法９５条１項１号に定めるものに当たるとは認め難く、錯誤とされる内容が同項２号に定めるものに当たると考えとしても、一件記録を参照しても、当初の遺産分割合意につき同条２項に定める表示がされていたと認めることはできないから、当初の遺産分割合意については、同条１項の規定により取り消すことができるものであったとは認め難いというべきである。

このような場合にも、共同相続人間で一旦成立した遺産の分割の合意の内容の全部又は一部を遡及的に改める合意をすることは妨げられないと解されるが、このような事後の合意がされたとしても、そのことをもって、それに先立ち当初の合意の内容を踏まえてされた本件許可取消処分のような内容の行政処分の適法性の評価が当然に左右されると解すべき根拠は見当たらない。

以上と異なる審査請求人の主張は、採用することができない。

- (３) 上記（１）及び（２）で検討したところのほか、一件記録を参照しても、本件許可取消処分について、違法又は不当であるというべき事情の存在は認められない。

３ まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第１部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美